

電気主任技術者制度における外部委託承認範囲拡大及び
全量買取制度に基づく太陽電池発電設備の点検頻度見直しに伴う
電気事業法施行規則等の改正について

平成25年5月
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 現状及び改正の経緯

電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、その保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられているが、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の規定により、自家用電気工作物であって出力1,000kW未満までの発電所（原子力発電所を除く。）等については、一定の要件を満たす法人又は個人と保安の監督に係る業務を委託する契約を締結している場合であって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所管の産業保安監督部長）の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないこととすることができる（外部委託制度）。その際、当該承認要件として、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号。以下「告示」という。）において設備に応じて規定する頻度で点検を行うことを求めている。

先般、政府は、太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の外部委託承認範囲について、2,000kW未満への引上げ可能性を平成24年度中に検討し、平成25年上期までに技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う旨、閣議決定している（「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日）・「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日））。

これを受け実施した安全性確認調査の結果を基に、産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会（平成25年3月）において審議した結果、保安管理業務を外部委託できる範囲を1,000kW未満から2,000kW未満に引き上げることが了承された。その際、安全性を確保する観点から、太陽電池発電設備に係る専用の受変電設備の点検頻度については、当面需要設備の受変電設備の点検頻度と同様とし、その後事故実績などの必要な情報を得て適切に設定するとされたことから、規則及び告示について所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

(1) 規則について

太陽電池発電設備、風力発電設備、水力発電設備、火力発電設備（ただし燃料電池発電設備は除く。）については、外部委託承認範囲を2,000kW未満まで引き上げることとし、第52条第2項について所要の改正を行う。

(2) 告示について

外部委託承認範囲の拡大にあたり、下記の改正を行う。

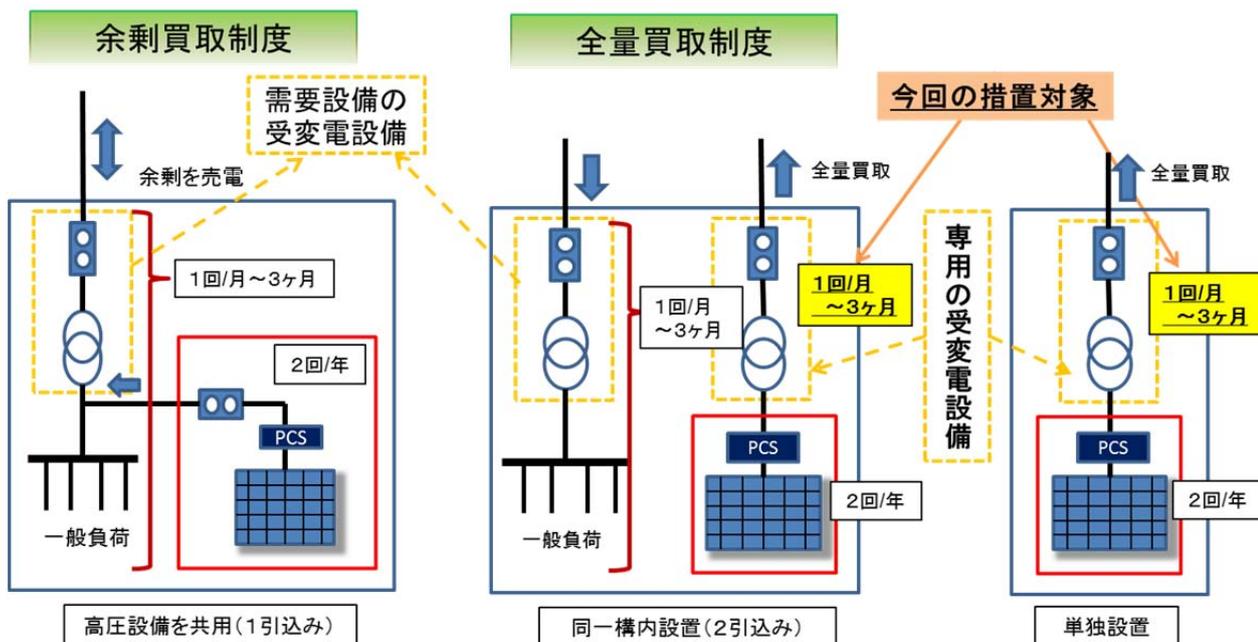
太陽電池発電設備に係る点検頻度（第4条）の設定

電気主任技術者の外部委託に係る承認要件である点検頻度については、設備の特徴、設置形態、使用実績等、リスクを考慮して定めている。

平成24年7月に再生可能エネルギーの全量買取制度が導入されたことに伴い、太陽電池発電設備は全量買取制度に対応した施設形態が主流となることが考えられ、その場合、これまでの余剰買取制度下での設備形態と異なり、専用の受変電設備を有することとなる（下図参照）。

太陽電池発電設備の点検頻度は、これまで普及してきた余剰買取制度下での設備形態を想定して定めている。具体的には、余剰買取制度下での設備形態においては、受変電設備については需要設備の受変電設備と共有されるため、需要設備の点検頻度（1～3月に1回以上）が適用されており、太陽電池発電設備の点検頻度については、太陽電池パネルやパワーコンディショナーのリスク等を考慮して「年2回」と定めているものである。

このため、全量買取制度下での設備形態に対応した適切な点検頻度を設定する必要がある。全量買取制度下及び余剰買取制度下では共に使用される機器は同一であり、当該リスクに差がないことから、点検頻度は同等とすることが適正かつ公平であるため、全量買取制度下での設備形態においては、太陽電池パネルやパワーコンディショナーについては「年2回」、専用の受変電設備については「1～3月に1回以上」とする。



保安全管理業務従事者に係る換算係数（第3条）の見直し

外部委託における保安の質を確保するため、電気主任技術者の外部委託業務に従事する者ごとに「換算係数」（保安全管理業務に携わる者の業務量の上限を管理するため、規模に応じて設備を点数化したもので一人当たりの上限は33点。）を定めているが、現行、発電所の換算係数は外部委託制度の対象である1,000kW未満にしか対応していない。したがって、1,000kW以上2,000kW未満の発電所に係る換算係数について、業務量に応じ、下記のように設定することとする。

発電所（設備容量）	換算係数
出力千キロワット以上出力千五百キロワット未満	1.0
出力千五百キロワット以上出力二千キロワット未満	1.2

全量買取制度に基づく太陽電池発電設備については、受変電設備以外の太陽電池パネルやパワーコンディショナー等には発電所の換算係数を、受変電設備には需要設備の換算係数を適用するが、各々の点検頻度と業務量に応じて換算係数に乗じる「圧縮係数」についても、同様に定めることとする。

3. 今後のスケジュール

平成25年6月 公布・施行（ただし、太陽電池発電設備に係る点検頻度の設定に関する部分は、平成26年4月目途施行）